

よくある問合せ

① 再発行には、どのくらい時間がかかるのですか？

→申請書を受領し審査を行ってから、概ね1ヶ月で発送しています。
祝日、大臣交代、他の業務都合等で交付業務を行えないなどの事情がある場合は、更に2週間程度必要になる場合があります。
ただし、3月から4月の間の申請分は、委託業務入札手続きの都合により、発送が5月になる場合がありますので、ご了承ください。

② 合格証明書番号を教えて貰うことは出来ますか？

→個人情報であるため、合格証明書の番号等を電話でお教えすることができません。
ご本人が来局し、ご本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を提示いただければ、口頭でお教えできます。

③ 普段自宅には居ないので、合格証明書を会社に送って貰うことは出来ますか？

→資格は個人のもので、申請されたご住所に郵送させていただきます。
会社など、申請住所以外にお送りすることはできません。

④ 収入印紙はどこで購入することが出来ますか？

→お近くの郵便局で購入することが出来ます。

⑤ 住所に変更のあったとき、合格証明書の書換えは必要ですか？

→住所変更は必要ありません。
本籍に変更がある場合、書換申請をして下さい。
→「書換」とは、合格証明書の氏名・本籍地の都道府県・生年月日の3項目についての記載事項を訂正することです。

⑥ 監理技術者資格者証に関する手続きは出来ますか？

→国土交通省では監理技術者資格証の事務手続きは行っておりません。
一般財団法人建設業技術者センターで行っていますので、最寄りの支部にお問い合わせ下さい。

徳島県支部	088-653-0150
香川県支部	087-822-2451

愛媛県支部 089-947-6385
高知県支部 088-875-7467

⑦ 一度再交付したが、再度紛失してしまった場合、どのようにすればよいのですか？

→四国地方整備局に来て頂き、ヒアリング（どうして無くしたのか等）を行います。

⑧ 同じ資格の1級・2級を書換える場合、添付書類は2通必要ですか？

→申請書のみ2通提出し、添付書類等は1通で構いません。

⑨ 四国地方整備局に申請書類を直接持参しての提出は可能ですか？

→可能です。ただし突然来られましても、長い時間お待たせすることや、不在のため申請書等の内容確認等を後日として、仮の受領だけとさせていただく場合がございますので、アポイントのうえお越し下さい。

なお、提出先が複数になる場合は、お手数ですが各担当課ごとにアポイントをお願いします。

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

⑩ 会社で代理申請できますか？

→できません。資格者ご自身での申請をお願いします。

⑪ 以前勤めていた会社に合格証明書を提出して、その後返してもらえません。今の会社で必要なので再交付を受けたいのですが…。

→申請する前に、以前勤めていた会社に合格証明書の返納を要求してください。紛失した場合は探す依頼をしてください。

それでも無ければ、再交付の理由にそこまでの経緯を記入して申請してください。

もし、あるのに返してもらえないなどということでしたら、警察などの官署にご相談ののち、経緯を理由の欄にご記入いただいて申請書をお送りください。

⑫ 申請を取り下げたので、収入印紙を貼付した申請書が手元にあり、払戻しを受けたいのですが…。

→払戻しはできませんが、条件を満たせば交換は可能とのことです。

郵便局において次に掲げる要件に該当しない収入印紙については、交換対象

収入印紙1枚当たり5円を支払うことで、新しい収入印紙と交換することができるということです。

場合によっては、書類を最寄りの税務署に提示し、その収入印紙が印紙税の納付のために用いられたものかどうかの確認を受けることになっているということです。

(国税庁のWEBサイトを参考にしました。)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/inshi/07/01.htm>

⑬ A：土木 B：建築 C：管工事 D：電気工事 等、複数の合格証明書の書換申請をしたいが、どのようにすればよいのですか？

→B、C、Dの申請を提出する担当課は同じですが、Aは違います。

A～Dの申請書類等を送付する際は、一緒に送って頂いてもかまいませんが、封筒の方にどの検定の申請かを判るように記入して下さい。

送付する書類は下記の通りです。

- 申請書類
- 身分証明書（現住所が確認出来るもの）
- 合格証明書原本
- 証明書類（※1）
- 返信用封筒（B5サイズ）
- 返信用切手（430円分）

申請書が受理されて返信する際は、担当課が違うこともありそれぞれ別々に行います。そのため書類・封筒等は提出する担当課ごとにそれぞれ1部ずつお願いします。

※1：証明書類とは、変更前後のものが両方記載されている書類のこと。

氏名・本籍が変更の場合…戸籍謄本 or 戸籍抄本

本籍・生年月日変更の場合…住民票

⑭ 合格した際に合格証明書の交付申請を忘れていました。どのようにしたら合格証明書を手に入れることができるのでしょうか？

→再交付申請をして下さい。この場合、合格通知書の横に付いている交付申請書を切り取り同封して下さい。